

審議会等会議録

審議会等の名称	平成29年度第3回山口市人権施策推進審議会
開催日時	平成29年10月27日（金曜日）14:00～15:10
開催場所	山口総合支所 会議室棟 会議室C
公開・部分公開の区分	公開
出席者	泉勝幸、井原貴美、岩本勉、島田愛子、清徳睦美、高木和文、西山香代子、林道彦、原田秀利、松原幸恵 10人（敬称略、五十音順）
欠席者	久保田文子、中野肇子、福永由美、柳井敏和、山田圭介 5人（敬称略、五十音順）
事務局	兒玉地域生活部長、宮崎地域生活部次長、水津人権推進課長、河上人権推進室長、吉富主幹、丸児主査
議題	山口市人権推進指針（改定案）について
内容	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>1 部長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>3 その他</p> <p><議長></p> <p>議事「人権推進指針（改定案）」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>資料1、山口市人権推進指針（改定案）に基づき説明</p> <p><議長></p> <p>まずは目次についてですが、掲載順については原案どおりでよろしいですか。</p> <p><委員></p> <p>よいと思います。</p> <p><議長></p> <p>それでは、第1章について御意見をいただきたいと思います。</p> <p>何か、御意見はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、続いて第3章についてはどうでしょうか。</p> <p>無いようなので、次に分野別施策について御意見をいただきたいと思います。</p> <p>男女共同参画に関する問題に関して何かございますか。</p> <p>私の意見としては、形式的なことですが、8頁にセクシュアル・ハラスメントの注釈がありますが、セクシュアル・ハラスメントという言葉については7頁に既に出てきているので、注釈は7頁に掲載した方がよいと思います。</p> <p>また、7頁中ほどのアンダーラインの部分についてですが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、法改正までは保護等の「等」が付いてなかったのが、改正後は交際相手からの暴力についても適用対象となったの</p>

で、そのあたりが分かるような表現にしてはどうでしょうか。

『また、改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が平成26年に施行され交際相手からの暴力の被害者についても、法の適用対象となりました。』という表現にしてはどうでしょうか。

< A委員 >

会長の意見に賛成です。表現がすっきりとして分かりやすいと思います。

< B委員 >

原案の記述だと誤解されかねないと思うので、私も会長の意見に賛成です。

< 議長 >

同じ項目中、セクシュアル・ハラスメントの注釈のアンダーラインの部分についてですが、法律上では「労働者の意に反する」という表現はありません。記載としては、『「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指します。厚生労働省においては、男女雇用機会均等法上の職場におけるセクシュアル・ハラスメントとして「職場において行われる・・・』としてはどうでしょうか。セクシャル・ハラスメントは職場だけの問題ではないので、全体の定義ではなく、言い回しを工夫して欲しいと思います。

< 議長 >

続いて、子どもの問題について何かございませんか。

< C委員 >

「児童福祉法」が改正されたのは平成28年で、施行は平成29年です。記載誤りがあるので修正をお願いします。

< 議長 >

改正の年について、平成28年に修正をお願いします。他にはございませんか。

次に、高齢者問題と障がい者問題についてですが、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、それぞれの計画が改定中であり未だ原案ができていないため、現段階では保留とし、来月、まずは会長である私が原案の確認をします。その後、委員の皆様にもお示しするという手順でよろしいでしょうか。

続いて、同和問題については何かございませんか。

外国人問題についてはどうでしょうか。

無いようでしたら、感染症患者等の問題、ハンセン病問題についてはどうでしょうか。

次に、罪や非行を犯した人の問題、プライバシー保護の問題については何かございませんか。

無いようでしたら、私からプライバシー保護の問題のところ、個人情報保護法については、法改正が平成27年で、施行は平成29年です。表現については、『国においては、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」等が施行され、その後改正された「個人情報の保護に関する法律」等が平成29年5月に施行されました。』にしてはどうでしょうか。理由として、「個人情報の保護に関する法

律」の後に「等」を付け加えることによって、この個人情報保護法だけでなく、行政機関や独立行政法人の個人情報保護法も含めることができると思います。

<事務局>

「等」を入れることにより、その他の機関も含まれるようになるので、「等」を入れたいと思います。

<議長>

インフォームド・コンセント推進の問題について何か御意見はありませんか。

私の意見としては、インフォームド・コンセントについては、個人情報保護法との関わりがあるのではないかと思います。個人情報保護法改正の影響について、一つ記載があってもよいのではないのでしょうか。皆さんの御意見を伺います。

<D委員>

医師が法律等については理解し、医師から患者等へ説明をすることが医療の現場では徹底しているのではないかと思います。私自身は医療現場のことはよく分からないのですが、医師との信頼関係の中で患者が主体的に治療方法を選ぶ形になっていると思いますが、実際のところはどうでしょうか。

<議長>

基本方針に、市民への啓発だけではなく、医療従事者への啓発も努めるということが書かれているので、医療従事者についてもというところを強調する必要があるのかと思いました。

<D委員>

重い病気の場合、本人に告知するか告知をしないかなど、患者にとって本当に納得のいくかたちというのは、医療現場でどうなっているのか分からないため、先ほど質問させていただきました。

<議長>

事務局としては、これに対して何か御意見はありますか。

<事務局>

他の部署のことになるのですが、実際に医療従事者が徹底して行っているかどうかは、調査等をしていないので把握していないと思います。よって、このくらいの表現にさせていただきました。

<議長>

先ほど、個人情報保護法の影響についてと言いましたが、委員の皆様から特にこれに対して御意見がないようであれば、原案どおりの表現でもよろしいでしょうか。

<A委員>

個人情報保護法の影響については、例えばどのようなことでしょうか。

<議長>

個人情報保護法の改正に伴って、デリケートな問題の取扱いにおいて注意しなければならないことが出てくるという記事を見たことがあり、具体的にはどのようなことなのか、情報をお持ちであれば皆様からお聞きしたいと思った次第です。

よって、特に御意見等がなければこのままの表現に留めたいと思いますがよろしいでしょうか。

<議長>

それでは、続いてインターネットによる問題についてはどうでしょうか。

現状と課題のところに、プロバイダー責任制限法、個人情報保護法が出てきているのですが、法改正によって何か影響はあったのでしょうか。無ければこのままでよいと思いますが。特に御意見等ございませんか。

無いようでしたら、次に犯罪被害者保護の問題についてどうでしょうか。

続いて、性の多様性の問題についてはどうですか。

働く人の問題については何かございますか。

個人的には、マタニティ・ハラスメントの注釈について、「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法においては」という書き方に違和感を覚えます。パワー・ハラスメントについては、「厚生労働省においては」という書き方になっていて、分かりやすいのですが。例えば、「法においては」ではなく「法上」にするなど、事務局で考えていただけませんか。

<事務局>

そこまで違和感はありません。正確性を追求して条文等を詳しく記載するとかえって分かりづらくなることから、このような表現にしました。

<議長>

分かりました。

それでは次に、その他の人権問題で何かございますか。

無いようでしたら、第4章ではどうでしょうか。

また、全体を通して何か御意見はありませんか。

私からですが、プライバシー保護の問題のところ、先ほど、個人情報保護法とは別に行政機関や独立行政法人の個人情報保護法もあることから「等」を加えてはどうかという意見を言いましたが、個人情報保護法と、行政機関や独立行政法人の個人情報保護法の施行時期や改正時期は違っていたと思いますので、確認していただき、記載の表現を工夫していただきたいと思います。

その他、御意見等ございませんか。

今後、気づき等がありましたら10月30日(月)までに事務局へ連絡してください。また、事務局においては、本日欠席されている委員へも同様にお伝えください。

以上で、審議の方は終わりたいと思います。今後の流れ等について事務局より説明をお願いします。

<事務局>

どうもありがとうございました。

本日いただきました御意見等を反映させた改定案をまずは会長に御確認いた

	<p>だき、その後、委員の皆様へ送付いたします。11月6日に、山口市人権推進本部にて改定案を決定した後、議会説明を行います。11月29日から12月末までパブリックコメントを実施し、その後、改定版を策定します。</p> <p>今回を持ちまして、人権推進指針改定版策定についての審議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>ー以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1：山口市人権推進指針（改定案）</p> <p>参考資料1：山口市人権施策推進審議会委員名簿</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室</p> <p>TEL 083-934-2867</p>